

第6回がん登録部会

議事次第

日 時：平成27年7月10日（金）15:00～17:00

場 所：厚生労働省共用第8会議室（19階）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 全国がん登録におけるマニュアル等について
- (2) その他

【資 料】

資料1 がん登録部会委員名簿

資料2 がん登録等の推進に関する法律施行令（案）及び施行規則（案）概要

資料3 全国がん登録 届出マニュアル（案）

資料4 全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル（案）

資料5 全国がん登録情報等のデータ利用・提供の判断フロー

参考資料1 がん登録等の推進に関する法律の概要

参考資料2 がん登録等の推進に関する法律

参考資料3 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

参考資料4 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

参考資料5 がん診療連携拠点病院 院内がん登録標準登録様式（一部抜粋）

参考資料6 地域がん登録の手引き 改訂第5版 2013年版

がん登録部会委員名簿

	委員名	所属・役職
1	アマン 天野 慎介	グループ・ネクサス・ジャパン理事長
2	アルガ 有賀 悅子	帝京大学医学部緩和医療学講座教授
3	イエハラ 蒙原 知子	京都府立医科大学准教授
4	カスイ 薄井 紀子	東京慈恵会医科大学教授
5	オオキ 大木 いづみ	栃木県立がんセンター研究所疫学研究室特別研究員
6	オマタ 小俣 智子	武藏野大学人間科学部社会福祉学科准教授
7	カメイ 龜井 美和子	日本薬剤師会理事
8	カワモト 川本 利恵子	日本看護協会理事
9	クロダ 黒田 知宏	京都大学大学院医学研究科教授
10	サカモト 坂元 昇	川崎市医務監
11	シヅヤ 濱谷 いづみ	愛知県一宮保健所長
○	ゾブエ 祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
◎	ツジ 辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
14	トモオカ 友岡 史仁	日本大学法学部教授
15	ナガイ 永井 康次	全日本病院協会理事（ひたちなか総合病院長）
16	ナカニシ 中西 洋一	九州大学大学院医学研究院教授
17	ナガシ 名越 澄子	埼玉医科大学総合医療センター教授
18	ヒラタ 幸田 公一	JR札幌病院 顧問
19	ホンダ 本田 麻由美	読売新聞東京本社社会保障部次長
20	マツコト 松本 陽子	愛媛がんサポートおれんじの会
21	マルヤマ 丸山 英二	神戸大学大学院法学研究科教授
22	ミツナガ 道永 麻里	日本医師会常任理事
23	ヤマモト 山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科医療経営政策講座特任准教授

◎…部会長

○…部会長代理

(50音順、敬称略)

がん登録等の推進に関する法律施行令（案）主な概要

(未定稿)

○第1条（法第2条関係：がんの定義）

全国がん登録における「がん」の定義として、以下の腫瘍を定める。

- ①悪性新生物及び上皮内がん
- ②髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中樞神経系に発生した腫瘍
- ③一部の卵巣腫瘍
- ④消化管間質腫瘍

○第2条（法第5条第2項関係：有用性が認められない届出）

初回の診断が行われたときから100年後の1月1日以後の届出については、全国がん登録データベースへの記録及び保存の対象から除外することとする。

○第3条（法第12条関係：がんに罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する期間）

厚生労働大臣が、全国がん登録情報等について、がんに罹患した者が生存しているか死亡しているかの別を調査する必要がある期間は、100年とする。

○第4条（法第15条第1項関係：全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存期間等）

がんに罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間を100年とし、当該期間を経過した後1年以内にその匿名化を行わなければならないこととする。

○第6条（法第22条第1項関係：全国がん登録に類する事業等）

都道府県がんデータベースに保存できる情報は、地域がん登録事業の情報並びにがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として都道府県知事が指定する者及び以下に掲げる者から得られる情報とする。

- ・当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村、学識経験者の団体、事業者
- ・国立がん研究センター
- ・公益財団法人放射線影響協会
- ・公益財団法人放射線影響研究所
- ・保険者及び後期高齢者医療広域連合

○第7条（法第22条第2項関係：がんに係る調査研究のために利用することが想定される情報）

都道府県が審議会の意見を聽かずに都道府県がんデータベースに保存できる情報は、地域がん登録の情報及び都道府県がん情報とする。

○第8条（法第24条関係：都道府県知事の権限及び事務の委任）

都道府県知事の権限及び事務の委任先は、審議会等の意見を聴いて、都道府県知事ががん医療等について科学的知見を有する者として認める者とする。

○第9条（法第27条及び法第32条関係：全国がん登録情報等の保有の期間の限度）

国や調査研究を行う者等が全国がん登録情報等を保有できる期間の上限は、5年とする。ただし、研究の性質等の事情によりこれによることが不適当であると厚生労働省令や都道府県の規則で定めるものについては、保有期間を●年（ただし、当該研究の計画において定められている研究実施期間の末日が、●年の保有期間を過ぎた日よりも先に到来する場合にあっては、研究実施期間の末日まで）とする。

○附則第2条（法附則第2条関係：本人同意に係る経過措置）

法施行前に開始されたがんに係る調査研究のうち、規模等の一定の条件を満たすものは、全国がん登録情報等を利用する際の本人同意については代替措置を可能とする。

がん登録等の推進に関する法律施行規則（案）主な概要

○第1条（法第5条第1項第2号関係：初回の診断に係る住所）

初回の診断に係る住所は、がんに罹患した者（以下「がん罹患者」という。）の同一のがんについて、当該住所に係る情報が複数存在するときは、それらのうち最も早い日に得られた情報に記載された住所とする。

○第2条（法第5条第1項第3号関係：がんの発生が確定した日）

がんの発生が確定した日は、病院等において初回の診断を行った日とし、当該日が複数ある場合は、それらのうち最も早い日とする。

○第3条（法第5条第1項第4号及び法第6条第1項第4号関係：がんの種類）

がんの種類を区別するために、以下の事項を登録することとする。

- ・原発部位
- ・細胞型又は組織型
- ・性状
- ・異型度、分化度又は表現型

○第4条（法第5条第1項第5号及び法第6条第1項第5号関係：がんの進行度）

がんの進行度は、病院等において、以下のタイミングで診断されたものを登録することとする。

- ・初回の治療前
- ・初回の治療を目的とした手術を行った場合における当該手術の後に診断された当該がんの進行度

○第5条（法第5条第1項第6号及び法第6条第1項第6号関係：がんの発見の経緯）

がんの発見の経緯は、

- ・がん検診又は健康診査
- ・当該がん以外のがんを含む疾病的診療
- ・死体の解剖
- ・その他

のうち、その結果によってがんを発見することとなったものとすること。

○第6条（法第5条第1項第7号及び法第6条第1項第7号関係：がんの治療の内容）

がんの治療の内容は、

- ・手術（内分泌療法に該当する手術を除く）
- ・放射線療法
- ・化学療法
- ・内分泌療法
- ・その他の治療

のうち、当該がんの治療のために行われたものについて、その状況を登録することとする。

○第7条（法第5条第1項第8号関係：がんの診断又は治療を行った病院等）

がんの診断又は治療を行った病院等のうち、最初に診断を行った病院等と、最初に治療を行った病院等については、その名称と、医療機関コードを登録することとする。

○第8条（法第5条第1項第9号関係：生存確認情報）

生存を確認した直近の日として登録するのは、

- ・ 全国がん登録情報と死亡者情報票とを照合した場合には、照合を行ったすべての死亡者情報票のうち、最も遅く死亡した者に係る死亡者情報票に記載された年の末日とする。
- ・ 全国がん登録情報と死亡者情報票とを照合する前にあっては、病院等において初回の診断を行った日として届け出られた日のうち、最も遅い日とする。

死亡が確認された場合には、死亡者情報票に記録された死亡の原因を登録することとする。

○第9条（法第5条第1項第10号関係：その他の登録情報）

第1条～第8条に規定する事項のほか、以下に掲げる事項についてもその他の登録情報として登録することとする。

- ・ 厚生労働大臣ががんに罹患した者を識別するために付した番号
- ・ 厚生労働大臣ががんに罹患した者の当該がんを識別するために当該がんに付した番号。また、多重がんの場合は、当該複数のがんについて、その罹患の順を識別するためにそれぞれに付した番号
- ・ 病院等ががんに罹患した者の診療録に記録した番号
- ・ 病院等におけるがんの初回の診断の根拠となった診断方法
- ・ 病院等が診断を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの診断を行った病院の有無
- ・ 病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの治療を行った病院の有無

○第10条（法第6条第1項関係：届出を行う期間）

病院又は診療所の管理者が、原発性のがんについて、初回の診断が行われたときに都道府県知事に届け出なければならない期間は、病院等が初回の診断を行った日から、その翌年末までとする。

○第11条（法第6条第1項第2号関係：病院等に関する届出対象情報）

病院等に関する届出対象情報は、当該病院等の所在地及び管理者の氏名とする。

○第12条（法第6条第1項第3号関係：がんの診断日）

がんの診断日は、病院等が初回の診断を行った日とする。

○第13条（法第6条第1項第9号関係：その他の届出対象情報）

以下に掲げる事項について、その他の届出対象情報とすること。

- ・ 病院等ががんに罹患した者の診療録に記録した番号
- ・ 病院等におけるがんの初回の診断の根拠となった診断方法
- ・ 病院等が診断を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの診断を行った病院の有無
- ・ 病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの治療を行った病院の有無

○第14条（法第6条第2項関係：診療所の指定）

診療所の指定は、診療所の開設者による手挙げ方式により実施することとする。

○第15条（法第10条第1項関係：審査等のための調査事項）

厚生労働大臣が都道府県整理情報の審査及び整理を行うに当たって、通知により都道

府県知事に調査を依頼することができる情報は、病院等が届出を行うこととされている情報すべてとすること。

○第16条（法第11条第1項関係：死亡者情報票に記載する情報）

死亡者情報票に記載する情報は、人口動態調査令施行細則様式第2号により提出する事項とすること。

○第17条（法第13条第1項関係：死亡者情報票との照合のための調査事項）

厚生労働大臣が全国がん登録情報と死亡者情報との照合を行うに当たって、通知により都道府県知事に調査を依頼することができる情報は、法第6条第1項第1号（氏名、性別、生年月日及び住所）、第2号（病院等の名称など）、第4号（がんの種類）、第8号（死亡の日）及び第9号（その他の登録情報）に掲げる事項とすること。

○第18条（法第14条関係：死亡者新規がん情報に関する通知）

厚生労働大臣が死亡者新規がん情報が判明したときに通知する都道府県知事は、以下に掲げる者とすること。

- ・死亡診断書若しくは死体検案書の作成に係る病院等若しくは医師の所在地若しくは住所地の都道府県知事、又は死亡者情報票に記載された死亡の時における当該死亡者の住所地の都道府県知事
- ・都道府県知事が市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めた結果判明した死亡者新規がん情報に係るがんの初回の診断を行った病院等の所在地の都道府県知事

また、厚生労働大臣が死亡者新規がん情報が判明したときに都道府県知事に対して通知する事項は、死亡診断書の作成に係る病院等その他の施設の所在地又は医師の住所並びに死亡者新規がん情報に係るがんに罹患した者の氏名、性別、生年月日、住所、死亡日及び死亡の原因とすること。

○第19条（法第17条第1項第3号関係：情報提供の対象者）

厚生労働大臣が全国がん登録データベースを用いて全国がん登録情報又は特定匿名化情報を提供できる者として、国の他の行政機関、独立行政法人及びこれらの機関からがんに係る調査研究の委託を受けた者又は共同して調査研究を行う者に準ずる者は、以下に掲げる者とすること。

- ・公益財団法人放射線影響協会
- ・公益財団法人放射線影響研究所
- ・福島復興再生特別措置法の規定に基づき、福島県が行う健康管理調査の委託を受けた者

○第20条（政令第9条関係：保有期間を延長できる全国がん登録情報）

全国がん登録情報のうち、保有期間を●年とすることはできるのは当該情報の利用を開始して5年が経過する年の末日が、研究計画において定められている研究の実施期間の末日よりも先に到来する場合とする。

○第21条（法第20条関係：都道府県がん情報の提供）

都道府県知事が、当該都道府県の区域内の病院等の管理者から、提供の請求を受けたときに提供を行うこととなる都道府県がん情報は、法第5条第1項第9号に規定する生存確認情報及び法第5条第2項に規定する附属情報すべてとすること。

全国がん登録

届出マニュアル 2016

厚生労働省
国立がん研究センター

目次

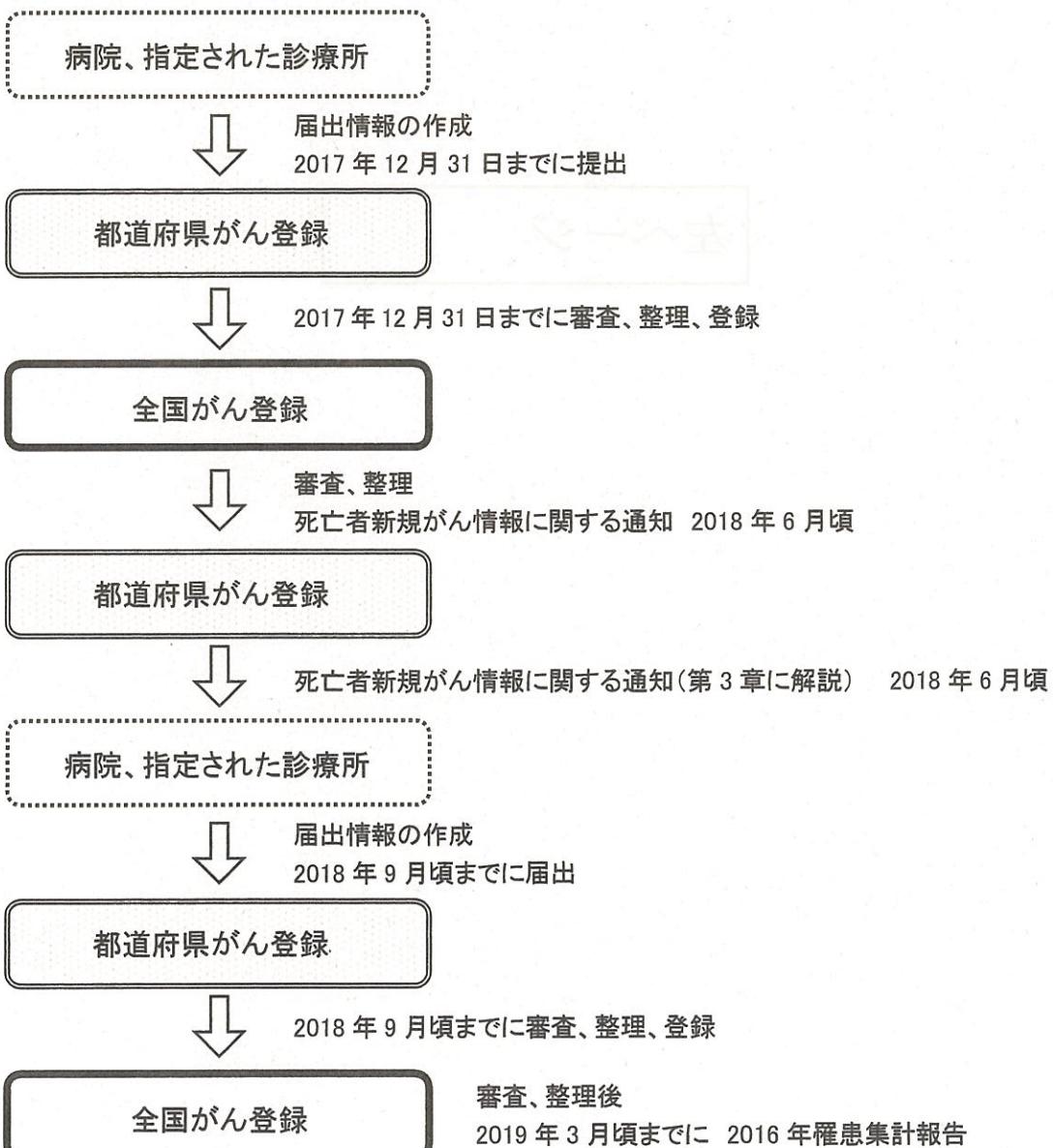
はじめに	1
第1章:届出の対象と方法	1
届出の対象	2
届出の必要ながんの種類	2
届出の必要な患者	3
届出の必要な病院等	4
届出情報の作成と届出方法	7
届出情報の作成	7
届出の期間	8
届出の時期	8
届け出るところ	8
届出情報の提出形式	10
届出の方法	10
届出の取消、修正について	11
第2章:届出項目について	13
届出項目の概説	14
全国がん登録届出項目一覧	14
がん治療、初回治療の定義	16
進展度について	17
全国がん登録届出項目詳細	19
患者基本情報	20
病院等の名称	20
診療録番号	21
力ナ氏名	22
氏名	23
性別	24
生年月日	25
診断時住所	26
腫瘍情報	27
側性	27
原発部位	28
病理診断	29
診断施設	31
治療施設	32
診断根拠	33
診断日	34
発見経緯	35
進展度・治療前	36
進展度・術後病理学的	37
初回の治療情報	38
外科的治療の有無	38
鏡視下治療の有無	39

内視鏡的治療の有無	40
外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲	41
放射線療法の有無	42
化学療法の有無	43
内分泌療法の有無	44
その他の治療の有無	45
届出時の状況	46
死亡日	46
その他	47
備考	47
第3章：死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出	49
死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出	51
遡り調査の方法	51
届出の方法	51
付録	55
付録[1] 法令集
付録[2] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版(一部改正2012)の性状コード2又は3の組織型 及び和名
付録[3] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版(一部改正2012)の局在コード及び和名
付録[4] 一覧：その他の政令で定める疾患に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版
(一部改正2012)の組織型、局在コード及び和名
付録[5] 一覧：標準的な院内がん登録項目から全国がん登録への提出形式

はじめに

本書「全国がん登録 届出マニュアル 2016」は、がん登録等の推進に関する法律（法律第 111 号、平成 25 年 12 月 13 日公布）が定める、病院等の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出る情報の作成にあたり必要な事項をまとめたものです。

2016 年診断症例の届出から罹患集計までの流れ



全国がん登録届出マニュアル 2016

2015年〇月〇日 初版第1刷発行

編集 国立がん研究センターがん対策情報センターがん統計研究部

発行 国立がん研究センターがん対策情報センター

〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1

電話 03-3542-2511

印刷 ○○○

本書に関するお問い合わせは、国立がん研究センター

全国がん登録における個人情報保護のための
安全管理措置マニュアル（案）

第 1 版

平成 27 年〇〇月
厚生労働省

目 次

I. はじめに	1
II. 用語の定義	3
III. 本マニュアルの構成と作成方針	5
IV. 基本的な安全管理対策	6
1. 組織的安全管理対策	6
2. 物理的安全管理対策	10
3. 技術的安全管理対策	12
4. 人的安全管理対策	13
V. 作業内容から見た安全管理対策	15
1. 入退室管理	15
2. 取得	16
3. 入力	17
4. 利用・加工	18
5. 保管・匿名化・消去・廃棄	18
6. バックアップ	20
7. システム管理	20
8. 国がん登録室から都道府県がん登録室への問合せ、都道府県がん登録室からの病院等又は市町村等への問合せ	22
9. 外部からの問合せ	23
10. 移送	23
VI. 別紙	25
1. 安全管理措置チェックリスト	25
2. 優先対策（ミニマムベースライン）項目一覧	35
3. 個人情報の保管及び廃棄に関する一覧	37
4. 国及び都道府県がん登録室が整備する要領・手順等の例	39

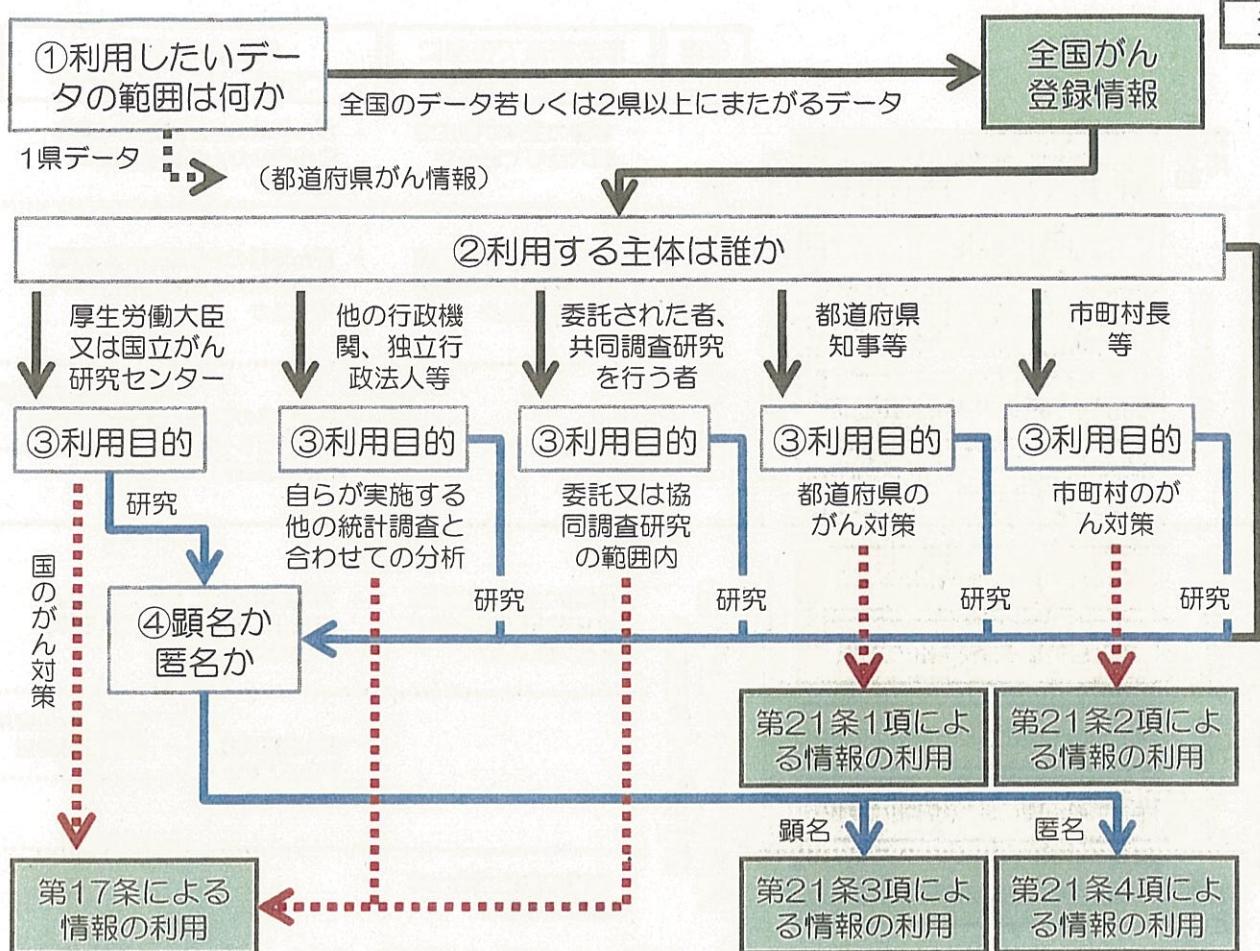


図1. 全国がん登録情報の利用・提供（案）

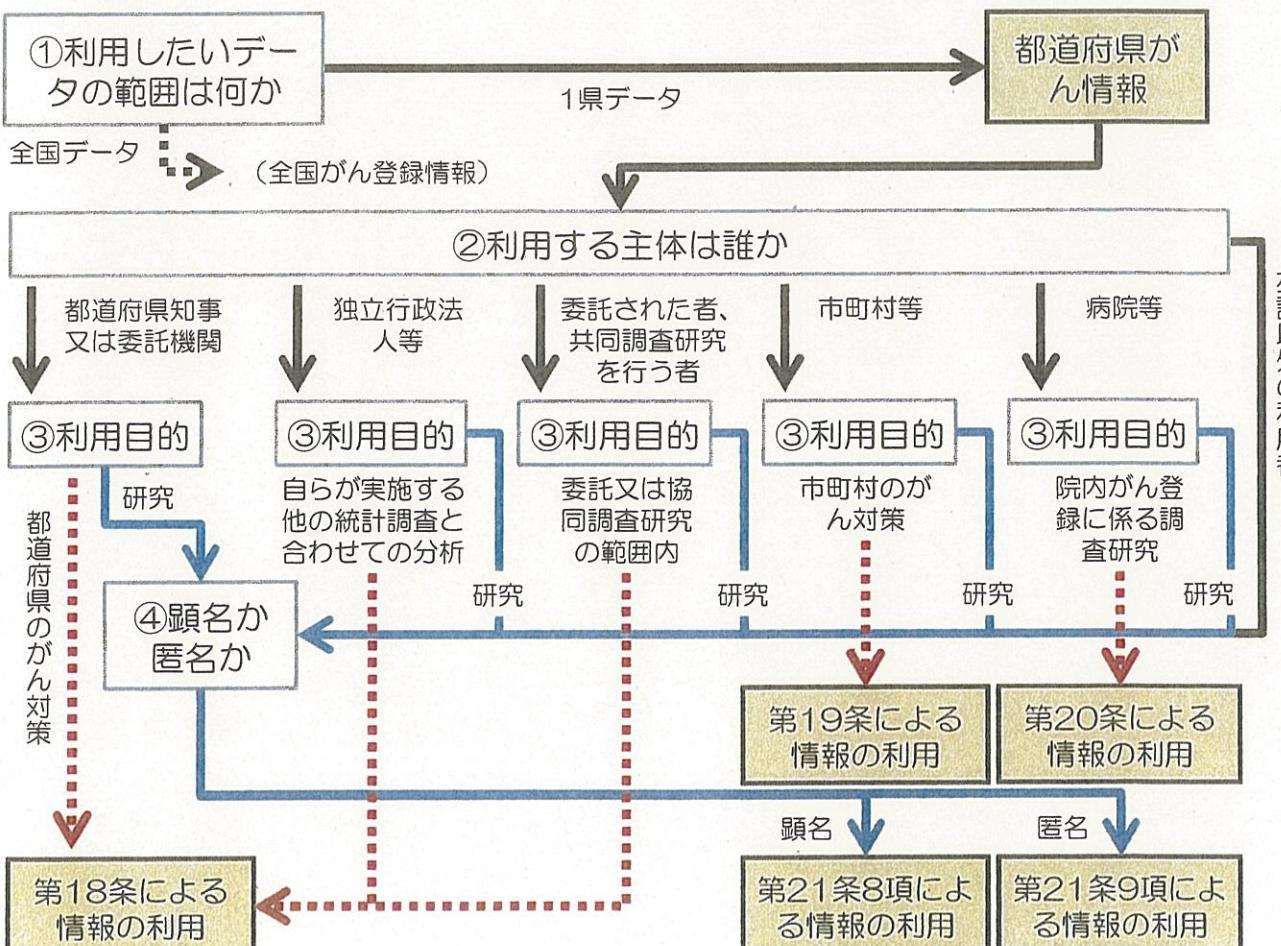


図2. 都道府県がん情報の利用・提供（案）

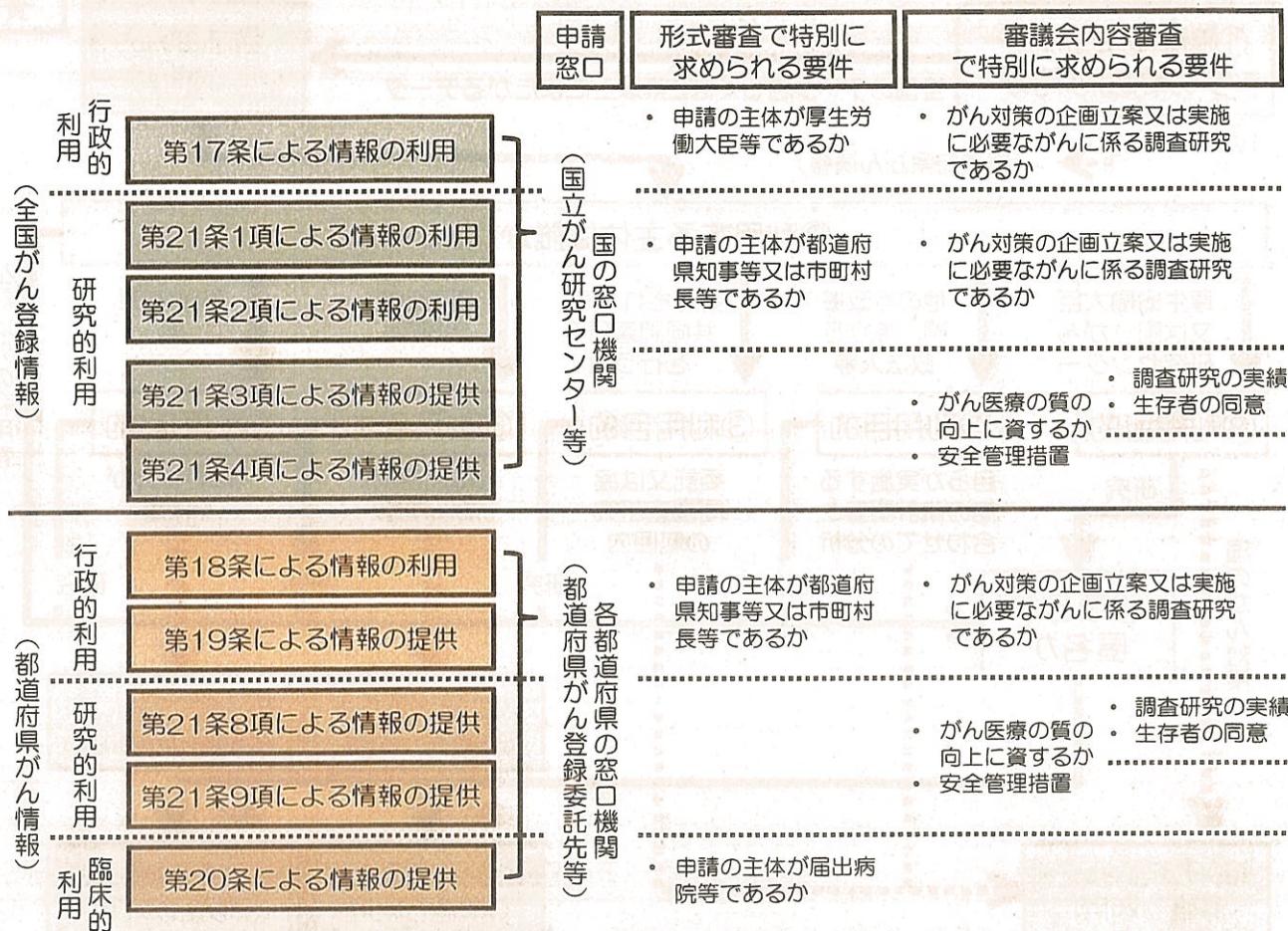


図3. データ利用・提供の申請と審査（案）

